

許さない! ごみの不法投棄!

不法投棄は犯罪です

捨てた物がちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。
岐阜市では警察と連携し不法投棄の防止に取り組んでいます。



ごみの不法投棄をなくすには?

- ▶ 一人ひとりが自覚を持ち、**自分のごみは自分で責任を持ち適正に処理をしましょう。**
- ▶ みんなの目で、**不法投棄を監視しましょう。**
- ▶ まちを美しく保つため、**地域で協力してごみを捨てられない環境をつくりましょう。**
- ▶ 土地や建物の占有者（管理者）は不法投棄を誘発しない**よう清潔の保持に努めましょう。**

私有地の不法投棄防止対策(例)

- ▶ ロープや柵などで**他人が容易に出入りできないようにしましょう。**
- ▶ 空き地や休耕田などの草刈りを定期的に行いましょう。
- ▶ **私有地内の整理整頓に心掛けましょう。**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条(罰則)

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。(法人においては3億円以下の罰金)

不法投棄を発見したら

岐阜市不法投棄 110番

ごみぜろ は い い な

TEL 0120-530-817



ごみぜろ は い い よ

FAX 0120-530-814

または 警察署 へご連絡ください。